# 農地転用許可申請の流れ

赤枠：申請者（代理人）に行って頂く項目

**数ヶ月前～締切2週間前**

**事前相談**
事務局まで今後申請予定がある旨を伝えて頂き、スケジュール等の確認を行ってください。

工事が道路や水道、下水道に係る場合、関係部署への相談をお願いします。
内容によっては農地転用許可申請に先立って手続が必要になります。

**関係部署との相談・手続**

必要書類を仮作成し、事務局へ提出してください。押印は不要です。
書類に不備がないかや追加書類の必要性の有無を確認します。

**申請書類の仮提出**

**申請内容の事前確認**

書類の訂正は複数回必要となる場合があります。また、書類によっては用意に時間のかかるものもあり、直近の総会での審査が間に合わなくなる可能性があります。
締切日に関わらず、早めの準備をお願いします。

**書類の訂正・追加書類の提出**

**訂正後の書類提出**

**締切日（毎月1日）**
**（土日祝の場合は翌営業日）**

（不備がなければ）**受理**

**受理後**

**農業委員による現地調査**

申請者又は代理人に出席して頂きます

**農業委員会総会（毎月25日頃）**

**審議・参考人質疑**

許可相当または不許可相当

判断できない場合

意見書を付して県へ進達

継続審議又は申請取下げ

**総会翌月の上旬**

**県担当者現地調査**

県の指導により、更に訂正・追加書類を求められることがあります。

**書類の訂正・追加書類の提出**

**総会翌月の中旬～下旬**

**許可（不許可）の決定・指令書の交付**

**工事完了後**

**工事完了報告書**
**確認願提出**